

障害者支援施設樽前かしわざい園 基本利用料金表

以下の、(a)+(b)+(c)+(d)の合計額が施設にお支払いいただく利用料となります。

○生活介護サービス費（1ヵ月〔22日〕あたり）※土日を除く

利用者の障害支援区分	自己負担額				
	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
①サービス費（生活介護）	23,144円	17,270円	11,946円	10,714円	9,658円
②人員配置体制加算	4,334円 ~ 726円				
③福祉専門職員配置等加算	330円 ~ 132円				
④常勤看護職員等配置加算	528円 ~ 176円				
⑤リハビリテーション加算	1,056円 ~ 440円				
(a)生活介護合計	①+②+③+④+⑤の合計額				

○施設入所サービス費（1ヵ月〔30日〕あたり）

利用者の障害支援区分	自己負担額				
	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
①サービス費（施設入所）	8,970円	7,530円	6,030円	4,950円	4,050円
②夜勤職員配置体制加算	1,170円				
③重度障害者支援加算	1,500円 ~ 840円				
(b)施設入所合計	①+②+③の合計額				

1) (a)と(b)の合計額が37,200円を超える場合は、37,200円が自己負担額となります。

2) 1)に関わらず、各市町村の決定する負担上限額※1が適用となります。（37,200円を超えることはありません。）

3) 各種加算については、入所者様の状態・職員の配置人数等により変更となる場合があります。

○食費・光熱水費（1ヵ月〔30日〕当たり）

食事に係る利用者負担額 （朝食358円/食、昼食 500円/食、夕食573円/ 食）	42,930円
光熱水費に係る利用者負 担額（328円/日）	9,840円
(c)食費・光熱水費合計	52,770円

4) (c)の合計額に関わらず、各市町村の決定する減免措置※2を適用した範囲内の金額となります。

○その他、任意でご利用される場合の費用（1ヵ月〔30日〕あたり）

預り金管理料（50円/日）	1,500円
TV視聴に係る電気料 （20円/日）	600円
施設のTVを利用される場 合（20円/日）	600円
(d)その他合計	預り金管理料・TV電気料・TV利用料の合計額

5) TVを持ち込まれる場合についても、TV視聴に係る電気料は発生します。

※1 障害福祉サービスの自己負担は、所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯 ^(注1)	0円
一般1	市町村民税課税世帯（所得割16万円 ^(注2) 未満） ※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者を除きます ^(注3) 。	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

（注1）3人世帯で障害者基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象となります。

（注2）収入が概ね600万円以下の世帯が対象になります。

（注3）入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般2」となります。

※2 食費等実費負担についても、減免措置が講じられます

・20歳以上の入所者の場合

入所施設の食費・光熱水費の実費負担については、53,500円を限度として施設ごとに額が設定されることとなりますが、低所得者に対する給付については、費用の基準額を53,500円として設定し、食費・光熱水費の実費負担をしても、少なくとも手元に25,000円が残るように補足給付が行われます。